

入札監理小委員会
第574回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第574回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年4月1日（水）16：38～17：14

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○国民年金保険料収納事業
3. 閉会

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、川澤専門委員

（日本年金機構）

国民年金部 西尾部長

国民年金部 飯間国民年金収納グループ長

国民年金部 内田部員

国民年金部 大島部員

（事務局）

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第574回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項の審議として、国民年金保険料収納事業、日本年金機構の案件、1件の審議を行います。

それでは、実施要項について、日本年金機構国民年金部、西尾部長より、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○西尾部長 日本年金機構国民年金部の西尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、お手元に配布をさせていただきました資料に基づきまして、御説明のほうに入らせていただきたいと思います。

私から、令和2年度開始実施要項の主な改訂ポイントの資料をメインに説明をさせていただきますと考えてございます。

まず、今回の入札実施要項の改正につきましては、御説明の前に、まず改めまして、この事業の概要について簡単に御説明をさせていただければと考えてございます。まず、お手元に配布させていただいております資料のA-3という資料、こちらのほうの1枚目を御覧いただければと思います。

この事業、国民年金保険料の収納事業になるわけでございますけれども、日本年金機構におきましては、平成19年10月開始事業より、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき実施を行ってございます。

現在は、3つの事業者、これによって全国を23地区に分けまして、312か所ございます全ての年金事務所におきまして実施をさせていただいております。主たる委託業務の内容といたしましては、2のところにも書いてございますとおり、まず、国民年金保険料収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者、具体的に、これは滞納者となりますけれども、滞納者に対する納付督促だとか、あと、免除勧奨、こういった実施、あと実施状況の報告、こういったものを業務として取り扱ってございます。

今回につきましては、平成29年10月、これは10地区、116年金事務所、実施してございます。もう一つ、平成30年10月に契約してございます13地区、196の年金事務所の契約、この2つの契約が今回、今年9月末をもって満了することになりますので、これに伴いまして、本年10月からの新規の事業、これに向けての実施要項に係る契約という形で御審議になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布させていただいております、もう一つ、資料、参考資料を御用

意していただければと思います。A4横になりますけれども、資料の題名が令和2年開始実施要項の主な改訂ポイント、あと、前回は30年10月開始事業になりますけれども、ここからの変更点(案)という資料を御用意させていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、1ページを御覧ください。今回の改正は、大きく4項目となっております。1つ目が対象業務の内容について、2点目が事業の効率化、3点目が品質の確保、4点目が情報セキュリティーという形で整理いたしました。

資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧いただければと思います。初めに、1の対象業務の内容について、ここで2点ほど変更させていただいてございます。まず、1つ目の変更点についてですけれども、その1の対象業務の内容の下にございます①にありますように、滞納者の未納月数に応じた督促頻度、あと、督促手法を見直すこととしてございます。具体的には、未納者のうち未納月数が少ないほど督促への反応がよいので、より効果的な督促が実施できるように、今回は未納月数ごとの督促頻度を細分化するとともに、督促手法につきましても、これまでの実施結果を踏まえた効率的な手法を基本とすることにいたしてございます。

次に、3ページを御覧いただければと思います。2つ目の大きな変更点といたしまして、その②にありますように、免除等申請手続の勧奨業務の見直しでございます。この具体的な内容につきましては、これまでは、どのような滞納者に対しても、まず納付督促を行った上で、その未納の理由が経済的な理由によるものであることが確認できた場合に免除手続の勧奨を実施してきておりました。今回、これを滞納者の属性に応じまして、効率的な取組を実施できるように、機構におきましてあらかじめ免除等に該当すると見込まれる者である、こういった方を業者のほうに情報提供いたしまして、これで、こういったターゲットを絞った滞納者について、免除手続の勧奨から実施できるような形にちょっと変更したいと考えてございます。これが1番になります。

次に、4ページを御覧いただければと思います。大きな見直しとなる2つ目、2の事業の効率化についてになります。ここの中では、6点の変更と廃止、これを考えてございます。まず1つ目がその下にあります①の対象地区と対象年金事務所の見直し、これを実施したいと考えてございます。具体的な内容は、滞納者数は年々減少してございますので、その減少率について地域差が生じてございます。現在の対象地区において、滞納者数にも大きな開きが生じておりますので、滞納者数の少ない対象地区につきましては、受託事業

者のスケールメリットが働かずに、入札が見送られる懸念がございますので、滞納者数の平準化を図るために、滞納者数が少ない対象地区、こういった地区につきまして、その地域性を考慮しつつ、対象地区を一部、統合を変更したいと考えてございます。その下の表のところ、5ページになります。改訂案の濃く書いているところです。ここが今回、見直しを行っているところという形になってございます。

次に、6ページを御覧いただければと思います。②の達成目標水準の見直しが2つ目の見直しになります。具体的な内容につきましては、これまでは納期限を経過して納付された月数につきましては、機構が実施した強制徴収等で納付された月数を除きまして、事業者の実績といたしまして、滞納者が自主的に納付した月数等まで含まれておりました。そのため、事業者の実績を正確に反映・評価することを目的といたしまして、実績評価の対象を、事業者が督励し、接触できた者が納付した月数、こういった形に変更したいと考えてございます。

今、御説明した事業者の実績に関する現行の見直し後のイメージ、こういったものにつきまして、ちょっと整理した資料を用意してございますので、大変恐縮ではございますけれども、再度、冒頭、見ていただいたA-3の資料を御用意していただければと思います。1枚めくっていただきまして、3ページ目になります。このタイトルが「達成目標水準の見直し」とある資料になります。これをちょっと御覧いただければと思います。

この図になりますけれども、左側に現行の達成目標・実績を表記してございます。右側に見直し後の達成目標・実績の構成を示させていただいております。このうち、事業者の実績につきましては黄色で塗り潰しております。この部分になりますけれども、中央の青枠を御覧いただければと思います。上の部分、御覧いただければと思います。これまでの事業者督励月数には、催告状の発送等により、機構督励実施分だとか、あと、お客様の自主納付分が含まれておりましたが、これを事業者が督励したことによって納付があった月数のみ、これを事業者の督励成果分、効果分という形で反映していきたいなど、そういった仕組みに見直しをしたいと考えてございます。

大変恐縮でございますけれども、参考資料の8ページに、もう1回、戻っていただければと思います。

次に、③の最低水準の廃止、これが3点目になってございます。具体的な内容につきましては、これまでは本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料、各過年度の保険料の納付率について最低水準を設定し、この水準を下回った場合に改善指示を行うこ

ととしておりました。しかし、達成目標と最低水準という2つの指標で示すことが、事業者がどちらの指標を目指すべきか誤解を生じやすくしていることだとか、あと、最低水準は達成目標の達成度合いで代替することが可能であることから、最低水準の設定を今回、廃止したいと考えてございます。それが8ページの内容になってございます。

次に、9ページを御覧いただければと思います。4つ目が④の増減額措置の見直しという項目になってございます。ここの本事業につきまして、達成目標の達成度合いに応じまして、委託費の減額措置を現在、講じてございます。その減額措置の割合につきましては、これまで50%を限度額という形にしてきましたが、減額措置の下限値が大きく、達成度合いが予測できない、新規に参入してくる業者にとっては、これが大きなリスクになるという懸念がありますので、今回、この減額措置の下限値を50%から25%になりますが、緩和したいと考えてございます。

一方で、これまで上限についても設定していなかったわけですが、今回、下限の見直しに併せまして、増額措置につきましても、上限値、これは下限値と同値となりますけれども、こういった25%という形で設定をしたいと考えてございます。

次に、11ページを御覧いただければと思います。5番目の項目になります。口座振替等の獲得業務に係る評価方式の見直しについてです。事業者は納付督促の際に、今後の継続的な納付のため、口座振替だとか、あと、クレジットカード納付の勧奨も併せて実施してございます。これまでは、勧奨により口座振替、あとクレジットカードの納付に結びついた件数に応じて成功報酬を払ってきたわけですが、今後、見直し後には、成功報酬では必ずしも獲得する動機に結びついていなかった、こういったことも踏まえまして、事業者の口座振替等の獲得する動機を今後、向上させると、こういったことも考えて、口座振替等を獲得するための成功報酬、これを廃止いたしまして、件数の度合いに応じた増減額措置を新たに新設したいと考えてございます。表に書いてあるとおり、基本的には3.5%という数字を使って増減額を変えていきたいと考えてございます。

次に、12ページを御覧いただければと思います。6つ目、最後の項目になります。⑥の戸別訪問員配置基準の見直しについてでございます。この事業につきましては、電話、訪問、文書による督促を実施することとしており、戸別訪問員の配置を必須としてございます。戸別訪問員につきましては、そこにも書いてありますとおり、都道府県ごとの対象者数に応じてこれまで配置してございます。特に滞納者数の多い都市部につきましては、戸別訪問員をこれまで大変多く配置しておりましたが、これまでの督促結果を見ますと、

都市部の戸別訪問は特に接触率が低く、効率的でないということが見えてきたことから、都市部の配置につきまして、今回、基準を緩和したいなと考えてございます。具体的に、地理的に交通の利便性が低い離島を抱える地域だとか、あと、北海道等、こういったところで、面積が広大である地域、ここに訪問員1人当たりの訪問件数が少なくなることから、件数確保のために、こういった地域に追加で配置するよう基準を変更したいなと考えてございます。

以上が2の項目の内容になってございます。

次に、13ページを御覧いただければと思います。大きな見直し3点目の3の品質の確保についてでございます。この具体的な内容といたしましては、その下の①にありますように、事務処理誤り等発生時の減額措置、こういったものを新設してございます。具体的な内容につきましては、これまでは文書督促の印字誤りなど、受託事業者起因する事務処理の誤りについては、その都度、個別に対応してきたところでございますが、事務処理誤りの発生を防止するために、事務処理誤りの影響度合いに応じた委託費の減額措置、こういったものを新設したいと考えてございます。

詳細につきましては、大変恐縮でございますけれども、再度、A-3の資料を御覧いただければと思います。資料を3枚ほどめくっていただいて、タイトルが「事故・事務処理誤りに係る減額点数表」というところのページがあると思います。そちらを御覧いただければと思います。ここに表が2つございます。上段の表では、事故・事務処理誤りを個人情報漏洩の有無と、国民年金保険料の納付期間だとか、あと、金額への影響の有無を基に事象を設定いたしまして、その影響度合いに応じた減額点数を設定してございます。受託事業者による事故だとか、あと、事務処理誤りが発生した場合は、この影響があった対象者を管轄する年金事務所ごとにこの表に定める減点点数を加算して、各期ごとの蓄積状況に応じまして最大5%の額を減額したいと考えてございます。

最後、大変恐縮でございますけれども、参考資料の13ページに戻っていただければと思います。最後の項目、4の情報セキュリティーでございます。この情報セキュリティー対策につきましては、機構における外部委託の標準仕様書に基づきまして、29年の10月開始事業、30年の10月開始事業と段階的にこれまでも強化を図ってきたところでございますが、さらに今回は、この実施要項において定める戸別訪問従事者等が携行する情報端末の取扱いにつきまして、この部分につきまして、私ども機構の顧問でもあります最高情報セキュリティーアドバイザーの御教示の下に規定を精緻化してございます。さらに

精緻化した上で情報セキュリティーの強化を図りたい、そのように考えてございます。

以上、簡単ではございますが、説明は以上になります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。いろいろと御説明いただいた中で1つ質問があります。事故・事務処理誤りに係る減額点数表、A-3の3枚目で、1回の事象について、重大な事象である場合というところで、例えばマイナス25点、あるいは50点、これが10点当たり1%なので、一発で5%減額というようなこともあると書かれているのですが、下の主な事例のどれが重大な事象に当たると読めばよろしいのでしょうか。あるいはそれ以外に何か、どこかに例示等はされているのでしょうか。

○大島部員 国民年金部の大島です。私のほうから御説明させていただきます。

内容につきましては、今、こちらの表にあります事例につきましては、実際にこれまでの委託事業の中で発生した例示となっておりますので、実際にはこれのほかにも様々な事象が発生するとは考えてございます。そのため、事故の重大性についてはその都度の判定になるとは考えておりますが、例えばで申し上げますと、お客様に対して金額に影響がある。つまり、保険料がこのとき納めていれば払えたのに、払えなくなってしまったとか、そういったものの重大性等を考えまして、このページで言うところの3枚目の、ページめくって3番目の「被保険者が不利益を被った場合（納付記録に影響あり）」というところは、主にこの重大性の50点のところ該当するのですが、この中でも、例えば2番目の「本人の意志を確認せず第三者から申請書等を預かった場合」、これはお客様、本来申請できない方からそれを預かったということになり、行為自体が無効になってしまう。その後の状況にもよりますが、これがために、例えばお客様が申請できなくなってしまったという事後的な状況がもしあれば、これは重大とみなされると考えております。あとは、件数等にも応じてになりますが、そういったところで総合的に勘案して判断するものと考えてございますので、今、個別具体的にこれになるというところは明示しておりません。

○尾花主査 よろしいでしょうか。

○浅羽副主査 はい。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 御説明、ありがとうございました。資料、主な改訂のポイントで御説明

いただきました1点目の督励手法の見直しの点で、過去の実績を基に頻度を細かく記載していただいたのは、とても重要な取組だと思っております。一方で、個別、2ページの③の部分で、24か月、長期の未納を有する者として情報提供された者は、戸別訪問による接触を中心としてというふうに書いていただいているかと思えます。通常であれば、これが非常に有効な施策で、効果が出るのではないかと思うのですが、一方で、昨今の状況で戸別訪問というのが今回どこまで実施できるのかというところ、これは長期の契約なので、いずれはこういった手法で実施できるのではないかと思うのです。その辺りは、ある意味、個別の協議で対応されるということによろしいでしょうか。

○西尾部長 基本、今年の10月、契約更新になりますので、今、それを前提に作らせていただいています。当然、今でも昨今の事情を踏まえて、なかなか委託業者にも訪問中止とか、こうしているのですけれども、一応今の前提といたしましては、10月以降は訪問中止も解除されるので、基本的には戸別訪問にしたいと考えてございます。ただ、状況がこういった形になるか分かりませんので、今、委員から質問があったとおり、個別的にこういったところは業者とよく調整をさせていただきたいなと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、今回、資料のA-4で、競争参加資格の等級はA等級にして、一方で、共同体の実施要項の248分の20ですけれども、共同体のグループ企業で提案する場合の等級の算定方法がある意味、各社の項目別の実数を合計するという形にされていらっしゃるかと思います。これは、今回、対象地区も少し大ぐくりというか、にされていらっしゃるもので、その意図としては、いわゆるB等級の者が2者、3者集まっても、そこはきちんとそれぞれの企業が集まれば、実施能力が、履行能力が得られるというところ。ただ、一方で、再委託になってしまうとなかなか評価ができないので、きちんと構成企業として複数者を評価するためにこういう仕組みにしているということによろしいでしょうか。

○大島部員 その点につきましては、まさにおっしゃるとおりでして、まず日本年金機構の委託の規定といたしまして、個人情報を取り扱う再委託を認めておりません。そのため、例えば今回のケース、今おっしゃられたような再委託をすることになってしまうと、B等級の会社が委託することはできないので、業務を例えば今回であれば電話と訪問と文書による納付督励を行うとされておりますので、それぞれを分担して3者が行うというケースを想定しております。その際には、その3者の積上げで1つの企業体として見て、A等級であれば業務ができるとみなすということで、今回はこの積上げの形で等級を評価しようかと考

えております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 よろしいでしょうか。

○尾花主査 はい。

○辻専門委員 御説明、ありがとうございました。参考資料の13ページ目、4ポツの情報セキュリティの部分でございます。今回、非常に細かく、より精緻化していただいて、誠にありがとうございました。

1点だけ気になったのですけれども、戸別訪問従事者等が情報端末を携行するという事柄なのですけれども、従事者が自らの業務の効率性を図ろうと思って、例えばなんですけれども、自分の私物の手帳に何か情報を書き写したりとかということもあるかもしれません。そのことを防ぐために、何か実施要項で書かれている、複写をしてはならないとかという部分を現場の担当者にも十分浸透させるような工夫としては、どのようなものがあるのでしょうか。

○大島部員 私どもといたしましては、どうしても性悪説に立ってしまいますと、そういった悪意を持った方が自身の手帳に入れてしまうとか、あるいは自分の携帯に移してしまうという懸念があるかと思っております。そういったことを防ぐためというのもありまして、今、四半期に一度、戸別訪問員の持ち物点検というものを実施しております。これは、1つの会場に戸別訪問員を集めまして、その方々のかばん、あるいは携行物に余計なものがないかというものを、私ども日本年金機構の職員立会いの下で確認を行うというものを行っております。そういったものである程度、牽制効果が図れるのかなと考えております。

○辻専門委員 手帳に書いてある、業務上必要であるとはいえ、手帳に書いてはならないとかと、そういうアナウンスは何か書面とかでなさっているのでしょうか。

○飯間国民年金収納グループ長 国民年金部、飯間と申します。よろしく申し上げます。

お配りしている資料のA-2のほうで入札実施要項（案）を出させていただいておりますけれども、その中の27ページ、248分の27ですね。その（2）で秘密の保持等ということで、個人情報等の取扱い、この中の（ア）の②になりますけれども、ここに「紙媒体等による個人情報等を携行してはならない」というふうには、記載はさせていただいているところです。

○辻専門委員 まさにこの部分を現場の職員の方に、従事者の方に何か十分理解させるような試みとしては、どのようなものがあるのでしょうか。

○西尾部長 ちょっと補足、私のほうから。基本的には、事業者に対して、こういった職員に研修等を必ず実施されるようにしていますので、もちろんこの中身というのは必ず職員に研修の項目として入っています。私どもも1か月に1回、必ず事業者の代表者の方と打合せを持つことになっていきますので、こういった点につきましても毎回、こういった違反がないかという確認をさせていただいております。

ただ、どうしても先ほど説明があったとおり、なかなか毎回、毎日毎日、確認ができる事項ではないのですけれども、ただ、これで個人情報漏洩するとか、そういった問題というのは、やっぱりしっかり頭に入れて対応していかなければいけない問題だと思っていますので、ちょっと今言った1か月1回の確認以外でいい方法があれば、また引き続きそういった点も踏まえて、十分に留意して対応していきたいなと考えてございます。

○辻専門委員 1点だけ。現場の従事者の方から何か、例えば手帳に書き写すことは絶対にしませんとかという誓約書を取ったりとかという工夫はなさっていますでしょうか。

○西尾部長 今、そこまではしてないと思います。そういった意見も踏まえて、今後できるようであれば、いろいろそういったところも事業者とよく調整していきたいなと思います。

○大島部員 1点だけ補足をさせていただきますと、本事業の従事者につきましては、この業務に従事する際には、必ず守秘義務契約書の徴取をしております。いわゆる日本年金機構のこの業務を行うに当たり、データの盗用であったり、漏洩等を起こさないということと、起こした場合については、法律に基づき罰則が適用されるということを明記したものににつきまして、必ず署名を求めまして、その写しについては、必ず私ども日本年金機構に事前に提出することとしておりますので、そちらの誓約書という意味では、徴取をしているということを付け加えさせていただきます。

○西尾部長 いずれにしても、今、確認できるところで、そういった今、御指摘があった事項を改めて事業者にも再確認するとか、何らかの方法を考えさせていただきたいと思います。

○尾花主査 3点ほど。今回はインセンティブ、ディスインセンティブを状況に応じて細やかに定めていただいて、精緻な実施要項になっていると思っております。ありがとうございます。

その中で、浅羽委員の御指摘の事務処理誤り等の発生時の減額措置なのですが、浅羽委員の御懸念は、おそらく機構の裁量の幅が広いことによって、かえって参入障壁になるのではないかという懸念かと思うので、先ほどの御説明等をきちんとしていただくと、より

効果の出る、間違いのない調達ができるものだと感じました。それが1点目です。

2点目ですが、参入障壁を少なくして、かつ皆様に工夫していただくという意味で、工夫がされているのですが、例えば増額する場合の限度を25%と決めてしまうというのは、この数字自体がマイナスに働くということはないのでしょうかという点が2点目です。

もう一つは、今回のコロナウイルス案件で行きますと、不可抗力という視点からこの実施要項を拝見してみますと、まず、機構が通し番号248の11で、機構が本事業を中止、停止、一部停止した場合に限って、達成目標の見直しについて協議を申し入れることが業者にできると書いてありますので、機構が申入れをしないときに、この達成目標は協議に入れないのかどうかというところをお知らせいただきたいのと、もう一つ、不可抗力的にあるのが248の32で、委託事業の開始及び中止のところでは、両方が中止、停止、一部停止等を協議できると一般条項がありますので、今回のような問題が生じて、特に機構の業務は戸別訪問という接触する業務を主とするので、この辺りの整理を、説明会等で皆様が心配ないようにしていただけるといいなと思い、御質問をしました。もし今、決まっていなければ、その説明会等でしていただいて結構です。

○西尾部長 御意見、ありがとうございます。まず、1点目と、この3点目につきましてはいろいろ、今後、業務の説明会だとか、実際に契約を結ぶとき、業者といろいろ調整をして、お話をする機会が多々ありますので、その都度、しっかり説明をした上で、まずは事業者にご理解を頂いた上で契約締結に向けて準備を進めたい、そのように考えてございます。

あと、2点目の増額25%のところになりますけれども、マイナスに働くという要因もあるのではないかというお話がありました。こちらにつきましては、もともと、今回、情報提供依頼という形で事前にRFIを掛けて、事業者からの意見を聞いているわけですが、できる限り事業者の意見を反映したいという形で、今回、実施要項を見直してございます。

特に要望が多かったのは、先ほども申し上げた減額のところの50%、これがあまりにもリスクが大きいという内容と、増額のところも一定の割合を設定してもらえないかと、そういった意見もございましたので設定しました。ただ、25%という数字につきましては、平成19年以降、私どもで実施している実績等を踏まえて、そこを超えない範囲で、まず今回は数字を設定してございます。ただ、いろいろやっていく中でこういったところもあると思うので、今後の契約とか、またずっと続きますので、そういった

ところは、いろいろそういったところを踏まえながら、いろいろ見直しも掛けたいと思っているのですが、経緯といたしましては、そういった点もあって、今回、増額の設定とかもちょっとやらせていただいております。思い切ってちょっとやらせていただいております。

基本的にどうしても、私どもも事業所を捕まえる。ここでちょっと不落とか、こういった事業が止まるということはあってはならないことなのですが、できる限り事業者の意見も踏まえ、ただ、どうしても譲れないところは譲れないということで蹴らなきゃいけない部分もございますので、そういったところも総合的に評価して、今回、この増額部分は認めさせていただいているというような経緯でございます。

○大島部員 あと、達成目標の見直しについては、私のほうから御説明させていただきますと、こちらにつきましては、御指摘いただいたような甲乙の双方から協議を申し入れることはできるものと考えております。確におっしゃるとおり、この書きぶりが「民間事業者は」ということで書いてございますので、そこがもしかしたら、日本年金機構からしないのかというようにも捉えられるところかと思っておりますので、この書きぶりについては、また改めて調整させていただくか、あるいは説明会で別途、御説明させていただければと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）は、本日をもって小委員会での審議は終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や、確認したい事項がございませ

たら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(日本年金機構退室)

— 了 —